必読！

クリエイターが知っておくべき権利や法律を教わってきました。

鷹野 凌［著］
福井健策［監修］

著作権のことをきちんと知りたい人のための本

インプレス

本書は 2015 年 4 月現在の情報に基づいて内容を構成しています。

Copyright© 2015 Ryou Takano. All rights reserved.
本書の内容はすべて著作権法によって保護されています。著者および発行者の許可を得ず、
転載、複写、複製等の利用はできません。

まえがき

自分の創作物が、人を感動させること。これは素晴らしい体験です。デジタル技術の発達により、表現のためのツールや発表の場は飛躍的に増えました。熱意と努力次第で、自分の創作物を多くの人に伝えられる時代です。ネットでの高評価をきっかけに、創作活動が仕事になるような例も、今ではそれほど珍しくありません。

ただ、どれだけツールが発達しても、創作活動そのものは容易なものではありません。産みの苦しみはもちろん、表現技法を参考にしたらパクリ扱いされたり、逆に、二次創作が多くの人から賞賛されたり、無断転載や無断利用をされてしまったり。何が良くて何がダメなのか、どうやって自分の身を守ればいいのか。「権利や法律って難しい」「著作権ってよく分からない」という方も多いことでしょう。

筆者はこれまで主に電子出版関連の最新動向を取材し、記事を執筆してきました。また、セルフパブリッシングのコミュニティを運営し、創作活動のお手伝いもしてきました。そういった活動の中で得られた知識やノウハウをかみ砕いて説明することは、きっとクリエイターの手助けになると思い、まとめてみることにしました。

権利や法律は、他人の創作物に対する義務や制限を規定するだけではなく、自分の身と自分の創作物をも守るものです。ちゃんと理解しうまく活用すれば、きっとあなたの創作活動の手助けになるでしょう。ぜひ本書を読んでみてください。

法律面では、弁護士の福井健策先生にしっかり監修していただきました。また、多くの方々に協力いただきブラッシュアップを重ねたことで、非常に分かりやすい本になりました。この場をお借りして協力者の方々に感謝の意を申し述べます。

2015年4月　鷹野 凌

目次

まえがき 3
目次 4

第1章 なぜ著作権という権利があるの？ 9

そもそも著作権って何だろう 10
著作権を使うと何ができる 11
著作権はどうやって使う 13
〈コラム〉著作権の歴史と文化の発展 16

第2章 著作権で保護される作品を教えて！ 17

独創性って何だろう 18
アイデアと表現の違い 20
キャラクターは保護されるのか 23
タイトルや見出しは著作物じゃない 25
単なる事実やデータは保護されない 28
〈コラム〉権利のない著作物もある 30

第3章 著作権について詳しく教えて！ 31

お金と名誉ふたたび 32
詠み人知らずはちょっと寂しい 33
手で書き写すのもコピーの一種 37
勝手にレンタルしちゃダメなのか 40
インターネットに流す権利 43
ファンサブって何だろう 46

第4章 無断で利用できる著作物を教えて！ 49

許可を取れば利用できるのだけど 50
勝手に利用していいと書いてある 54
〈コラム〉パブリック・ライセンスについて 56
ネットで拾った画像は利用できるのか 57
引用したはずなのに怒られた 61
撮影禁止の建物っておかしい 63
著作権には有効期限がある 66
〈コラム〉パクツイは非親告罪 70

第5章 先生……二次創作がしたいです 71

二次創作してもいいですか 72
他人の作品を模倣していいのか 75
トレースしよう 78
コスプレしてもいいですか 80
好きな曲の歌詞を使いたい 82
替え歌って面白い！けど 84
ガレージキットの当日版権って何 85
〈コラム〉TPPでコミケ終了？ 87

第6章 表現の自由って、どれぐらい自由なの？ 89

そうだ、ジャスコへ行こう 90
自動車の絵が描きたい 92
芸能人の写真を使いたい 94
悪口言っちゃダメ？ 97
エッチな表現がしたい 99
電話番号を出すのは危ない 103

第7章 作品を発表するときに気をつけること 105

デジタルコピーは劣化しない 106
著作権を無償譲渡する利用規約 108
独占的利用の許諾って何だろう 111
創作の適正な対価とは 114
商業流通って実はすごい 116
電子出版権ができたってさ 117
演奏者やダンサーにも権利がある 120
〈コラム〉コンテンツ制作は今後も稼げるのか 123

第8章 作品がパクられた！どうしよう？ 125

パクられる前に自衛しよう 126
写真が勝手に記事で使われた 128
〈コラム〉Twitterのサービス利用規約 129
無断転載されたらどうする（国内編） 131
無断転載されたらどうする（海外編） 133
Google検索から削除しよう 134
イラストが勝手に抱き枕にされた 135
無断転載を逆に利用する 136

〈付録〉　著作者……140
著作者の権利……140
著作物が無断で利用できる例……141
参考文献……141
索引……142

第1章
なぜ著作権という権利があるの？

そもそも著作権って何だろう

先生、そもそも著作権って、いったい何ですか？
クリエイターには、必ずついて回りますよね。文章はもちろん、イラストや漫画、写真や音楽、映像も。周りの友だちも『何だか難しくてよくわからない』って言ってるやつが多いんですよ。

「**ひとことで言うなら、自分の作品が、どのように利用されるかを決定できる権利です**」

えーっと、他人に勝手なことをさせないとか、逆に、好きにしていいよ！というのを決められるってことです？

「**そういうことになります。権利は自分にあるので、どうするのかも自分次第です。ちなみに著作権法では、本を読んだり音楽を聴いたりといった行為は『使用』、原則として著作者の許可が必要な行為は『利用』といいます**」

あ、『使用』と『利用』って違うんだ。その権利を使うには、何か資格が必要なんですか？　例えば先生のような弁護士みたいに、国家試験に合格しなきゃいけないとか。

「**特に必要ありません**」

作品をどこかに登録しなきゃいけないとか？

「**その必要もありません。作品として表現された瞬間、自然に発生する権利が著作権です**」

著作権法17条2項（著作者の権利）
著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

「**いちおう、文化庁に著作権の移転などを登録する制度も存在していますが、登録しなくても権利は得られるのであまり利用されていないのが実態です**」

ヘタクソな絵だったらダメとか？

「**プロが作った作品であろうと、アマチュアが作った作品であろうと、それこそ、子どもの落書きであっても関係ありません。人の考えや気持ちが個性的に表現されていればいいのです**」

何だかすごい権利ですね。

「**でしょ?（ニコッ）**」

先生、笑顔がコワイです。

著作権を使うと何ができる

ところで、著作権を使うと何ができるんです？

「**ひとことで言うなら、著作権を利用すればお金を手に入れることが可能です**」

おお！　と、ちょっと待ってください。
『可能です』ということは……?

「お金を手に入れられるかどうかは、作品の面白さや楽しさ、美しさといった他人からの評価や、その作品を利用したビジネスのやり方次第ですね」

デスヨネー。世の中そんなに甘くないデスヨネー……。

「多くの人から評価されたくさんの対価が得られる作品というのは、どうしても限られてしまいますね。そしてこの、お金が手に入るかという点でも大事になるのが『名前』です」

……と、言いますと？

「例えば、自分で描いたイラストを、インターネットに無料で公開したとします。たくさんの人がイラストを評価してくれました。名前が多くの人に知られるようになりました。これは名誉なことです。でも、それだけではお金になりません」

あ、そうか！　有名になれば、依頼されお金をもらってイラストを描けるかもしれないですね。

「そうです。だから、誰が描いたかわからない状態になっているイラストだけが、勝手にどこかで流通しているような状態では通常ダメで、名前と作品がセットになっていることが非常に重要なのですよ」

お金も名誉も、どっちも大切ですね。

著作権は どうやって使う

著作権は、作品を作ったら自然に発生する権利で、お金を得ることが可能、と。なんとなくわかってきました。けど先生、著作権ってどうやって使うんですか？

「**著作権法という、法律に定められた権利ですから、法律に基づいて利用しましょう**」

ええっ?　ちょっと待ってください。
実はこの間ちょっと調べてみたんですが、著作権法って百何十条もあって、めちゃくちゃ難しそうなんですけど。

「**簡単な話なら、弁護士要りませんよね（ニコッ）**」

先生、やっぱり笑顔がコワイです。

「**もちろん、何でもかんでも弁護士や弁理士に相談しなさいとは言いません。忙しいのは仕事冥利に尽きますけど、自分で自分の身を守るには、ある程度の知識が必要です**」

そりゃそうですけど……。

「**ではまず、著作権法1条を読んでみましょう**」

著作権法1条（目的）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

……先生、やっぱりなんだか難しそうです。

「ちゃんと説明してあげますから。最初に（目的）とありますね。つまり1条には、著作権法の目的が書いてあります。それが最後の『文化の発展に寄与すること』です」

文化の発展に寄与、ですか。

「そうです。その目的のためには『著作者等の権利の保護』が必要なのです」

お金と名誉を得るために？

「そう！　よくわかりましたね（そこだけは、ちゃんと頭に入っていたのね）」

わーい！

「『隣接する権利』はややこしいので、一旦飛ばします。省略して『著作物に関し著作者の権利を定め』と読むと？」

わかりやすくなった気がします。

「でしょ?　ただし『これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ』なので、なんでもかんでも保護されるわけではない、ということになります」

つまり、例外もあると？

「そういうことです。『文化の発展に寄与』するのが目的ですから、権利ばかり強くなって『公正な利用』の妨げになってしまっては困りますからね」

なんとなくわかってきました。

「ちなみに先ほど飛ばした『隣接する権利』というのは、著作物の伝達に重要な役割を果たしている者に与えられる権利です。歌手、演奏